

十勝ブランド認証機構 規約

平成 19 年 6 月 27 日 総会決定

平成 22 年 6 月 26 日 一部改定

平成 24 年 4 月 20 日 一部改定

(名称)

第 1 条 この機構の名称を十勝ブランド認証機構(以下「本機構」という。)とする。

(事務所)

第 2 条 この機構の主たる事務所を北海道帯広市に置く。

(目的)

第 3 条 本機構は、十勝ブランド認証制度の実施主体として、同制度を適正に運営することで信頼性を高め、普及 PR 活動を行い十勝内外への浸透を図り、もって十勝の食産業を振興しそれに代表される地域経済の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本機構は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1)十勝ブランド認証制度の運営に関する事
- (2)十勝ブランドの認証に関する事
- (3)十勝ブランドの認証品目登録に関する事
- (4)十勝ブランドの PR・普及に関する事
- (5)十勝の加工食品の品質・付加価値向上に関する事
- (6)会員相互ならびに関係機関との連携・親睦に関する事
- (7)その他、本機構の目的達成のために必要な事

(構成員)

第 5 条 本機構は、別に定める「十勝ブランド認証制度実施要綱」(以下「実施要綱」という。)の定めによって認証された事業者(以下「会員」という。)と、本規約に定めるアドバイザー、事務局によって構成される。

(入会と退会)

第 6 条 会員は、初めて認証される商品の認証日より自動的に本機構の会員となり、最後の商品が認証を解かれる日に会員でなくなるものとする。

(会費)

第 7 条 会員は、年度ごとに所定の会費を納めるものとする。

- 2 会費の額は年額 10,000 円とする。
- 3 会員の新規入会が 10 月以降の場合、初年度の会費は 5,000 円とする。
- 4 会費は、毎年本機構からの請求があつてから 2 ヶ月以内に、現金または振込で納入するものとし、振込の場合その手数料は会員が負担するものとする。
- 5 会員が年度途中で退会した場合でも、既納の会費は返納しないものとする。

(役員)

第 8 条 本機構に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-----|
| (1)会長 | 1 名 |
| (2)副会長 | 1 名 |
| (3)幹事 | 若干名 |
| (4)監査役 | 1 名 |

- 2 役員は会員の互選で選出し、その任期を1年とする。ただし再任を妨げない。
- 3 役員の職務を以下のとおり定める。
 - (1)会長は本機構を代表して事業を総括し、総会、幹事会を招集し、その議長となる。
 - (2)副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
 - (3)幹事は幹事会を構成し、共同して会務を執行する。
 - (4)監査役は本機構の財産の状況を監査する。監査役は他の役員と兼務することが出来ない。

(幹事会)

第9条 本機構の主要事業を検討し、円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は会長、副会長、幹事、監査役と各部長の4名以上で構成する。
- 3 幹事会では総会に提出される議案を審議し、総会への付議を要しない事項についての意志決定を行う。

(総会)

第10条 本機構の総会は会員をもって構成し、毎年最低1回は開催する。また、必要に応じて臨時に総会を開くことができる。

- 2 次に掲げる事項は総会の承認を要する。
 - (1)本機構の事業計画及び収支予算
 - (2)事業報告および収支決算
 - (3)会費の徴収等、任意によらない会員負担に関する事
 - (4)新品目の登録に関する事
 - (5)当該認証事業者の希望によらない認証取り消し
 - (6)本規約の変更
- 3 総会の決議は出席者の過半数を以てこれを行い、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(部会)

第11条 本機構は、事業を円滑に効果的に行うために、部会を設ける。会員はその認証商品の品目によりいずれかの部会に必ず属する。

- 2 各部会には部会長と副部会長を各1名置く。

(アドバイザー)

第12条 本機構は事業運営上の必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

(事業年度)

第13条 本機構の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事務局)

第14条 本機構の事務局は、財団法人 十勝圏振興機構に置く。

- 2 事務局は本機構の事務、会計処理を行い、全ての総会、幹事会、各部会に出席する。

(解散)

第15条 本機構は目的を達したとき、または会員が必要と認めるときに総会の決議をもって解散する。

- 2 本機構が残余財産をもって解散する場合においては、総会の決議をもって残余財産の処分方法を決するものとする。

附則

- 1.本規約は平成19年6月27日より施行する。
- 2.設立年における事業年度は、設立の日から平成20年3月31日までとする。
- 3.設立年度においては、当該品目で初めての認証が行われる日まで、実施要綱の定めるところの部会準備会の会員を暫定的に本機構の会員とする。